



平成15年度は、 固定資産税の 評価替えを 実施しました

評価替えは、地方税法に基づき土地および家屋の資産価値を3年に1度ごとに見直して、評価の均衡化と適正化を図るものです。

《土地》

①土地の評価については、国の地価公示価格、県の地価調査価格および市内165地点の不動産鑑定士による鑑定価格を基に、地価公示価格の7割程度を評価額としました。

②評価替えにおける価格調査基準日（平成14年1月1日）以降も地価が下落していることから、平成14年7月1日時点で時点修正を行いました。

（前回平成12年度評価替え以後の評価額を据え置く年度である平成13年度および平成14年度におきましても、地価の下落に伴い、時点修正による引き下げを行ってまいりました）

評価替えの結果、各地目の平均単価は次のとおりとなりました。

- 宅地 約39,182円/m² (0.869倍)
- 田 約113円/m² (0.988倍)
- 畑 約49円/m² (1.015倍)
- 山林 約33円/m² (0.997倍)

() 内は平成12年度に対して

税負担の調整措置

平成15年度の評価替えにおいても、税負担の特例措置として平成9年度以降実施している住宅用地ならびに商業地等の負担調整措置を継続し、引き続き負担水準の均衡化を図ることとしております。また、土地価格の下落率が著しい土地の税額を据え置く措置も継続されます。（負担水準の割合は別表1および2のとおりです）

負担調整とは

平成6年度の税法改正により、宅地の評価額は国の地価公示価格の7割を目安に設定されました。それまでは2割から3割程度の価格であったものを7割としたために、急激な税負担の増加とならないうようにするために負担水準に合わせた負担調整率を掛け、課税標準額を徐々に上げて評価額に近づける措置をとっています。

別表1 住宅用地負担調整率表

負担水準	負担調整率
100%以上	本則課税となり引き下げ
80%以上100%未満	1.00
40%以上80%未満	1.025
30%以上40%未満	1.05
20%以上30%未満	1.075
10%以上20%未満	1.10
10%未満	1.15

別表2 商業用地等非住宅用地負担調整率表

負担水準	負担調整率
70%を超えるもの	70%まで引き下げ
60%以上70%以下	1.00
40%以上60%未満	1.025
30%以上40%未満	1.05
20%以上30%未満	1.075
10%以上20%未満	1.10
10%未満	1.15

$$\text{負担水準} = \frac{\text{平成14年度の課税標準額}}{\text{平成15年度評価額} \times \text{住宅用地特例率}} \times 100$$

$$\text{負担水準} = \frac{\text{平成14年度の課税標準額}}{\text{平成15年度評価額}} \times 100$$

《家屋》

家屋の評価替えについては、建築資材等の物価下落に伴い、再建築費評点基準表の見直しが行われたことにより、すべての家屋で再建築費が減額されました。減額率は木造および非木造ともに国より示された4%となっております。さらに、評価替え年度には、経年減価（家屋の消耗による評価額の減額）がされることから、既存家屋の木造の平均価格で約11・7%、非木造家屋で約11・8%の減となり、一部の家屋を除いて評価額は減額となります。

なお、平成15年度の評価額は原則として次回評価替えの平成18年度まで据え置かれます。

課税明細書の送付

納税通知書に同封の課税明細書には、課税物件、評価額、課税標準額、負担水準などが記載されておりますので、資産や課税内容の確認等にお役立てください。

路線価および

標準宅地価格の閲覧

宅地評価の際に用いる路線価および市内の標準宅地価格が4月1日（火）から税務課資産税担当窓口で閲覧できます。

固定資産課税台帳に

登録された価格に

関する審査の申し出

固定資産課税納税者の審査申出期間が地方税法の改正により、これまでの「縦覧期間の初日から納税通知書の交付を受けた日後30日までの間」から「固定資産課税台帳に価格等の登録をした旨を公示した日から納税通知書の交付を受けた日後60日までの間」になりました。

毎年 **1月1日**の
時点で、固定資産を所有して
いる方にお願する税金です

土地の税額 = 土地の課税標準額 × 1.4% (標準税率)

家屋の税額 = 家屋の課税標準額 × 1.4% (標準税率)

**次のことがありましたら、
ご連絡ください**

- ・ 建物を取り壊した場合
- ・ 建物を他人に譲った場合
- ・ 土地の利用状況が昨年と変わっている場合

※ご連絡のない場合は、実状と異なった課税になってしまうことがあります。

詳しくは、税務課 資産税担当

☎ 23-4811 内線1129

FAX 22-4146

固定資産税を納める人は…

原則として固定資産の所有者です
(登記簿に所有者として登録されている方)

固定資産税の納期は年4回です
4月 7月 12月 2月

従来、評価替え年度についてだけ第1期の納期限は5月末日としてきましたが、法改正等により平成15年度の評価替えから例年どおり4月上旬に納税通知書を発送し、**4月30日(水)**が**第1期の納期限**となりますので、期限内納付にご協力ください。

クイズ

だけの方、お子さんのス
話題を募集しています！
課まで。

春といってもまだ寒い日が続きます。今年の桜の開花は遅いのでしょうか。春を探しに散歩にでかけてみましょう。疲れたら広報を読んでちょっと休憩。クイズに答えてみてね。



問1 平成15年度予算の総額は？

- 答え ①490億7842万5千円
②495億7842万5千円
③500億7842万5千円

問2 一般会計の歳入で市税の構成比は？

- 答え ①30.1% ②31.1% ③32.1%

問3 4月1日から児童手当とチャイルドシートの窓口は何課？

- 答え ①市民課 ②環境安全課
③健康推進課

ヒント…特集を読むと・・・。

◎前回の答え(3/1)と当選者

問1-③こどものくに 問2-①17日

問3-①受水層

正解総数28通(応募総数29通)の中から抽選で、谷川長子さん(赤羽3)、加藤美穂さん(山手町2)、小熊ひとみさん(加茂町2)、大久保美智子さん(長地片間町2)、横川和子さん(天竜町3)に記念品をお送りします。

◆広報クイズ応募方法

はがきに、答えの番号、住所、氏名、年齢、電話番号をお書きになり、広報クイズ係《〒394-8510 岡谷市役所(住所不要)》まで。4月20日の消印まで有効。ひと言書きそえてくださると嬉しいです。(ひと言は15日号の「みんなの声」のコーナーへ掲載させていただく場合があります)

市民レポーター だより

宮坂横三さんの
おかやよいとこ探し パート 29

夢はかたちに、 心は明るく

早春賦そうしゆふの歌の一節に、「春は名のみ風の寒さや」があります。今ちょうど、この歌のとおり陽気です。しかし、春は確実に近づいています。過日岡谷温泉を汲みに行き、湖畔端の公園整備が着々と進んでいるのを見ながら、付近の景色が春めいているのが感じられました。

街も一日一日と変わりつつあり、長年慣れ親しんだ公民館、婦人の家も長い歴史の幕を閉じ、新たにイルフラプラザに入り、「カルチャーセンター」「こどものくに」に生まれ代わりました。グラウンドオーブン(3月21日〜23日)には大勢の人たちがつめかけ、記念事業が盛大に行われ、前途洋々の思いがしました。

市の中心市街地にあり、街の核となる建物です。これからのこと等を生涯学習活動センターの宮坂雄二センター長さんにお話を伺いました。

私としては、一番に驚いたことは「明るく

市民レポーター
宮坂横三さん みやさかまささう



生涯学習活動センター

宮坂雄二さん みやさかゆうじ
センター長

い」の一言でした。聞けば、「自然採光をうまく取り入れ、電気も屋上にソーラーシステムを採用し、節電ができるようになっており、また防火防犯のセキュリティも万全」とのこと。

各部屋を見て回り、新品の備品類が整然と並んでいるのを見ると、一層の向学心が湧き上がるのを覚えました。「カルチャーセンターの使用料は、他に比べても低く抑えており、多くの方々に利用を勧めたい」とのこと。

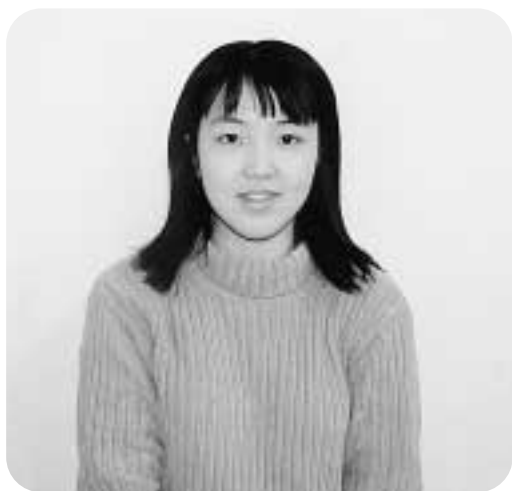
また、センターはほとんど無休(職員交代勤務)で開いている由。また、何でも相談してくださいとのことでした。

さあ、貴方も充実の時間を求めるために足を運んでみたらいかがでしょうか。

詳しくは、「カルチャーセンター」(☎24-8401)・「こどものくに」(☎24-8403)に問い合わせを。

ヤングナウ YOUNG NOW

No.158



かっこいい役を演じてみたい

なかつか みすず
中塚 美鈴さん
(市内勤務)

3月22・23日に下諏訪総合文化センターで開かれた、諏訪アマチュア劇団合同演劇フェスティバルにボリス役で出演した、茅野市出身の中塚美鈴さん。

Q いつから演劇を始めたの？
A 演じるのが好きで、小学校の演劇クラブに入っていました。そのころはお遊戯という感じでしたが、本格的に始めたのは高校生のときです。演劇部の部長もしたんですよ。今回は劇団J☆BOXから声をかけてもらって出演しました。

Q どうして演じることに興味を持ったの？
A テレビのドラマをよく見ていたから、その影響があったと思います。

Q 演じるのが好き？
A 自分ではない人になれるのが

楽しいですね。

Q 難しいことは？
A 友達に劇を見に来てもらって、「中塚が演じているー」と思われないように役になりきることが難しいです。たまに素の自分が出てしまいます。

Q 練習はどのくらいしたの？
A 3か月前から週1回、直前は毎日練習しました。みんな仕事が終わった後集まるので、全員そろつのは夜9時ごろでした。

Q 出演してみてもうだった？
A 多くの劇団の方々と楽しい公演ができて光栄でした。

Q 将来の夢は？
A 今までかわいい感じの役柄が多かったのですが、いつかカッコいい役を演じてみたいです。

“エイプリル・フール”

4月1日は日本ではまじめな1日です。学校は新学年が始まり、会社には新入社員が入り、人事異動によって顔ぶれが変わり、新年度が始まります。欧米の国々では、4月1日はバカバカしいことを祝う唯一の休日です。無邪気な友達にいたずらをしかけたり、だましたりすることを喜ぶ休日なんて他にはありません。

エイプリル・フールの起源は諸説あります。ヨーロッパでは16世紀半ばまで、春分の日が終わった後の、4月1日を1年の初めとするシーザー暦を使っていました。しかし、ローマ教皇グレゴリウス13世が制定したグレゴリ暦により、1年の初めが1月1日と新たに定められました。フランス王シャルル9世は、この新たな暦を採用しましたが、王様に従うのを嫌がった人々が、わざと新年のお祝いを4月1日に行い、相手をからかって笑ったのです。フランスでは、4月1日のことを、「ボワソン・ダヴリル」すなわち、「4月の魚」と呼びます。フ

ランスの子どもたちはお友達の背中に魚の絵をそっと貼り付け、「4月の魚！」とはやしたてるのだとか。イギリスでは18世紀半ばにやっとな暦を変え、イギリスと当時植民地だったアメリカでもエイプリル・フールを祝うようになりました。

欧米人は今でも4月1日には友達にいたずらを仕掛けます。友達の靴を指差し、「靴ひもがほどけているよ」と嘘をつくような単純ないたずらから、友達に「学校が休みだよ」と嘘をついたり、塩と砂糖の入れ物を交換したり、廊下にコインを貼り付けたり、大学生はルームメイトの時計を1時間遅らせて、授業に遅刻させる、などなど、手の込んだものまでさまざまです。どんないたずらでも、かわいそうにひっかけられてしまった犠牲者に対して、いたずら者は、「エイプリルフール！」とはやしたてます。

みなさんも、ぜひ4月1日には、私におもしろいたずらを仕掛けてください。私をひっかけるのは難しいですよ！楽しみに待っています！

Hello! Everyone!
国際交流員の
エリック・リンドフロムです



No. 47